

国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所林木育種センター  
優良品種・技術評価委員会品種評価基準  
－気候変動適応性に優れた品種（耐乾性）－

（目的）

第1条 本基準は、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所林木育種センター優良品種・技術評価委員会設置要領（平成21年5月13日付け21森林林育第37号）第2条第1項の規定により、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所林木育種センター優良品種・技術評価委員会が行う、林木の優良な新品種の開発に係る評価のうち、気候変動適応性に優れた品種（耐乾性）の評価を行うために定める基準である。

（評価基準）

第2条 気候変動適応性に優れた品種（耐乾性）の評価にあたっての基準を下の各号に定めるものとする。

- 一 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所林木育種センター品種開発実施要領－気候変動適応性に優れた品種（耐乾性）－（令和5年12月5日付け森林林育第23号、以下「品種開発要領」という。）に定められた方法又はそれと同等の方法で品種開発が行われていること。
- 二 品種開発までの経緯、品種開発における調査データが明示されていること。
- 三 耐乾性について、品種開発要領第12条に規定する評価偏差値が、55以上であること。
- 四 複数箇所における継続した検定により、林業用種苗として成長や通直性等に関して特性に問題がないと評価できるもの。

（令和5年11月27日 制定）